

島牧村告示 第26号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

令和6年11月18日

島牧村長 夏井 一充

第1 資 格

1 基本的資格要件

島牧村が発注する契約に係る競争入札に参加できる者（以下「競争入札参加資格者」という。）は、政令第167条の4（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき競争入札への参加を排除されている者であってはならない。

2 契約の種類による資格要件

(1) 工事の請負契約

1. 工事の請負契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしているものとする。

ア 基準日令和6年12月1日現在において建設業法（昭和24年法律第100号）による許可を受けている者で、許可を受けてから2年以上その事業を営んでいること。

イ 建設業法第27条の23第1項の規定に基づき、国土交通大臣又は、都道府県知事が行う経営に関する客観的事項の審査を受けていること。

ウ 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険のすべてにおいて、加入もしくは適用除外であること。

2. 工事の請負契約のうち、次の表に掲げる種類の契約についての競争入札参加資格者は、工事の種類に応じ、次に掲げる事項について行った審査の結果により算出した総合数値を勘案して、同表に掲げる工事予定価格に対応する等級に格付されるものとする。

ア 客観的審査事項

建設業法第27条の23第3項の規定による事項及び基準とする。

イ 主観的審査事項

- a 工事施工成績
- b 工事实績額
- c 工事契約件数

(工事予定価格に応ずる等級区分)

種類 等級	土木工事	建築工事	舗装工事	鋼橋上部工事	電気工事	管工事
A	7,000 万円 以上	9,000 万円 以上	6,000 万円 以上	4,000 万円 以上	3,500 万円 以上	3,500 万円 以上
B	7,000 万円 未満 4,000 万円 以上	9,000 万円 未満 5,000 万円 以上	6,000 万円 未満 2,000 万円 以上	4,000 万円 未満 2,000 万円 以上	3,500 万円 未満 1,500 万円 以上	3,500 万円 未満 1,500 万円 以上
C	4,000 万円 未満	5,000 万円 未満	2,000 万円 未満	2,000 万円 未満	1,500 万円 未満	1,500 万円 未満

(2) 工事に関する業務の委託等の契約

1. 工事に関する業務の委託等の契約についての競争入札参加資格者は次に掲げる要件を満たしているものとする。

ア 建築物の設計に係るものについては、建築士法（昭和25年法律第20号）による一級建築士事務所又は二級建築士事務所についての登録を受けたものであること。ただし、建築設備のみの設計を業とするものは、この限りでない。

イ 測量に係るものについては、測量法（昭和24年法律第188号）による登録を受けたものであること。

ウ 下水道処理場に係る管理運営委託業務、除排雪に係る委託業務、建設工事等に関する物品購入（建設資材含む）については、法令等に基づく登録等がある場合は、それに基づくこと。

エ 令和6年12月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

オ 令和6年1月1日から令和6年12月31日までの間に売上高を有していること。

カ 従業員が2人以上であること。

3 資格要件の特例（建設工事は除く）

中小企業等共同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又は連合会（以下「中小企業組合等」という。）が、次のいずれかに該当するときは、資格の種類ごとの要件のうち、営業年数に係る資格要件は適用しない。

また、次の(1)に該当する場合は、資格の種類ごとの要件のうち事業に係る売上高、実績等にあつては、当該組合と組合員（組合が指定する組合員）の合計値とすることができる。

(1) 経済産業局長が行う官公需格組合の証明を有するとき。

(2) 企業組合及び協業組合等にあつては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4 資格の有効期限

資格の有効期間は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

第2 資格の消滅

競争入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該競争入札参加資格者の資格は消滅するものとする。

- (1) 政令167条の4第1項に規定する者になったとき。
- (2) 政令167条の4第2項の規定に基づき競争入札への参加を排除されたとき。
- (3) 営業に関し、法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。
- (4) その他第1の2に定める資格要件のいずれかを欠くに至ったとき。

第3 資格審査の申請の時期及び方法

1 申請時期

- (1) 郵送及び持参による申請（紙申請の場合）物品・役務のみ

物品・役務 令和7年 2月 3日（月）から令和7年2月28日（金）までとする。

又、随時申請は行いませんので、ご注意下さい。

- (2) 共同審査システムによる電子申請

「北海道市町村入札参加資格共同審査システム」（工事・設計のみ）

（一般財団法人北海道建設技術センターのホームページから申請）

令和6年12月10日（火）から令和7年1月31日（金）までとする。

- (3) 共同企業体に係る申請時期は、当該企業体が結成されたときとする。
- (4) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を受けた中小企業等協同組合又は協業組合は、(1)に定める時期及び当該証明を受けた時とする。
- (5) 設立の際構成員の過半数が資格を有する者である企業組合又は協業組合は、(1)に定める時期及び当該企業組合又は協業組合が設立された時とする。
- (6) 特に村長が必要と認めた者に係る申請時期は、村長の指定する日とする。

2 申請の方法

ア 郵送・持参による申請 物品購入・役務・除排雪に係る委託業務・除雪車購入等

物品・役務・委託業務申請様式（島牧村ホームページにある物品・役務・委託業務様式で作成した申請書類）を施設課 土木係に提出することにより行うものとする。

A 共通（共同審査システムによる電子申請）

- ① 様式1 建設工事等競争入札参加資格申請書
- ② 様式3 工事（事業）経歴書
- ③ 様式4 技術者名簿（道内関係部）
- ④ 法人の場合は登記事項証明書（コピー可）、個人の場合は代表者身分証明書、営業証明書（コピー可）
- ⑤ 許可・登録証明書（コピー可）
- ⑥ 委任状（本社以外の支店及び営業所で、入札、契約等をおこなう場合）
- ⑦ 納税証明書（コピー可、未納がないこと）
 - ・国税については、納税証明書3の3（法人）又は、3の2（個人）が必要。
 - 電子納税証明書（e-Tax）も可。

- ⑧ A4 紙ファイル（色指定なし、表紙・背表紙に商号等を記載）に綴じて提出のこと。
- ⑨ 登記事項証明書・各種証明書は、コピー可、証明日から 3 ヶ月以内であること。
- ⑩ 誓約書（暴力団排除に係る誓約書様式）

B 建設工事（共同審査システムによる電子申請）

- ① 直近の総合評定通知書（経営事項審査結果通知書）のコピーを提出すること。
※経営事項審査結果通知書の有効期限は基準日から 1 年 7 ヶ月であるため、入札参加資格審査後、経営事項審査の更新・変更があればその都度提出すること。

- ② 様式 3 の 2 工事経歴書、集計表
- ③ 建設業退職金共済組合等の加入・履行証明書のコピー（加入の場合）
- ④ 様式 9 建設工事競争入札参加資格審査申請書付票

C 設計等、下水道処理場等に係る管理運営委託業務等（共同審査システムによる電子申請）

- ① 様式 10 設計等競争入札参加資格審査申請書付票

D 物品購入・役務

- ① 物品の購入等指名競争入札参加資格審査申請書
- ② 従業員名簿
- ③ 上記 A 共通の④ ～ ⑩
- ④ その他 物品等の添付書類例を参照

イ 共同審査システムによる電子申請 「北海道市町村入札参加資格共同審査システム」

建設工事及び建設工事に係る設計委託のみ対象とします。

申請は、一般財団法人 北海道建設技術センターのホームページから申請してください。

[\(http://www.hoctec.info/kyoshin/\)](http://www.hoctec.info/kyoshin/) 申請にあたり、事前の手続きが必要となります。

共同審査システムに参加している市町村への申請も一括でできます。

3 資格審査の再申請

競争入札参加資格者の営業が相続、合併又は譲渡により移転された場合は、再度資格審査の申請をするものとする。

中小企業等協同組合（企業組合を除く）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る）を変更した場合、企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更した場合は、再度資格審査の申請をするものとする。

4 変更事項の届け出

- | | | | |
|--------------|----------|-------------|----------|
| (1) 商号又は名称 | (4) 受任者 | (7) 許可換え | (10) 資本金 |
| (2) 住所及び電話番号 | (5) 組織 | (8) 資本金 | |
| (3) 代表者 | (6) 使用印鑑 | (9) 許可番号・更新 | |